

東大寺領撰津国猪名庄の歴史地理

渡 辺 久 雄

【要約】

東大寺領猪名庄絵図は条里坪付のあること、地名、田積、田品その他の記載のあることで撰津国河辺郡の条里復元の手掛となり、また庄園内容を知る上の重要な資料となるべきものであるにもかかわらず従来必ずしもじゅう分な利用がでなかつた。その第一の原因は絵図が写本であり、誤りの多いこと、従って信用度に問題があったことにあるが、河辺郡（主として尼崎市域）自体についての研究不足もなかつたとはいえない。小論は、こうした問題点をいくらかでも解決する目的から（一）撰津国河辺郡の自然環境を掘りさげて追求し、（二）猪名庄の立地点を歴史地理学の立場で検討し、また（三）猪名庄絵図については記載内容を逐一検討を加えて信用できる程度のものに復元した上で、（四）ミヤケより庄園への発展過程を解釈した。

その結果、班田地の外側の海岸低湿地に、輪中型の開発を進めてきたミヤケの施入を受けた東大寺は、更にその方法を進展させるとともに堤防の掘い込みによって砂州と江への進出を試みて、ついに後年の鴨社との紛争の契機を生み出すことが明らかとなった。もちろん当該絵図は中世の作であり、寺側に有利に描かれている。

史林 四八巻五号 一九六五年九月

一 撰津国河辺郡の環境

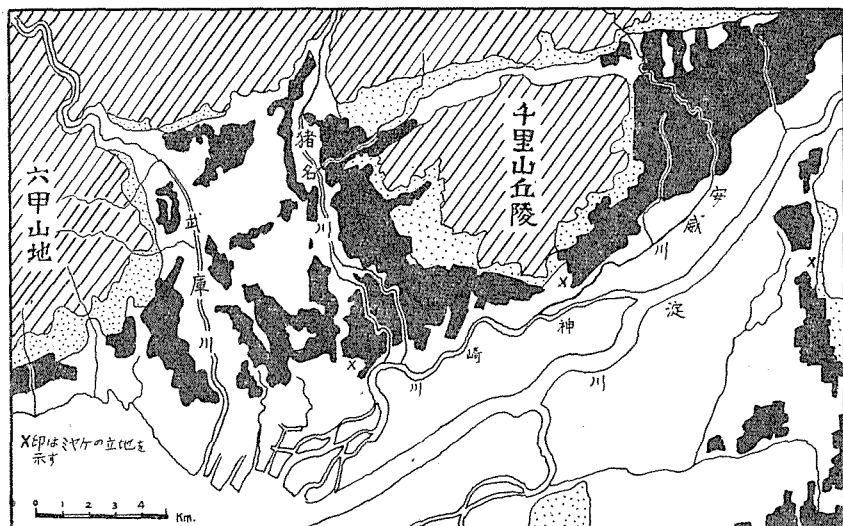
まづ猪名庄が立地した撰津国河辺郡の自然環境を考えてみよう。もちろんその環境は同時に郡を隣する豊島郡（明治二十九年以後、能勢郡と合体して豊能郡となる）、武庫郡と共通する。河辺郡を中心に豊島・武庫の大部分を占める西撰

平野（武庫平野）には、島上・島下二郡（豊島郡同様、明治二

十九年合体して現在の三島郡となる）の占める東撰平野と共通して、みごとな条里遺構が旧海岸線と想定される一線の北側に連続して分布する（第1図参照）。従って東撰・西撰両平野の間には多くの共通点があった存在しているに相違ない。しかし小論では中心を西撰平野、特に河辺郡に置いて解明を進めたい。

西撰平野は、古大阪湾の東北部が第四紀洪積世以降、海

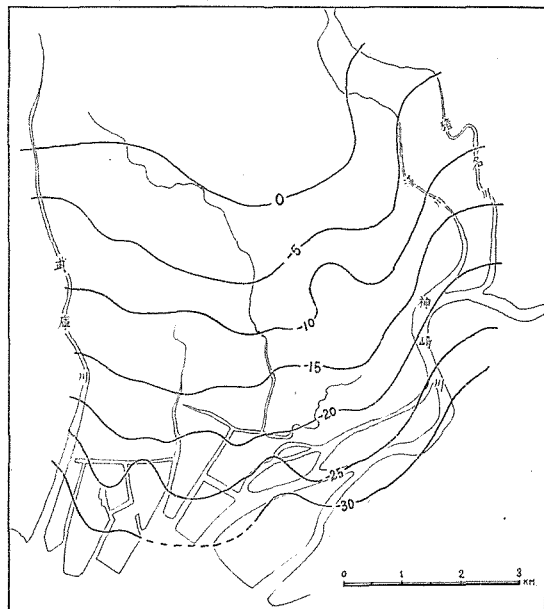
第1図 東摂・西摂平野条里遺構分布(黒色の部分)



進と海退の繰返しの中に、礫・砂・粘土の堆積により、しだいに埋め尽されてできなかったことは既に明らか^①にされている。また平野の北半は武庫川・猪名川に側面侵食を受けた伊丹段丘(伊丹礫層より成る)が現在見られるが、この伊丹礫層は、平野の南半においては、沖積層の下に一〇〇〇分の五程度の緩傾斜をもって潜行し、大阪湾の海底に達している。西摂平野のほとんどを、かつて埋め尽した伊丹礫層も、現在では前述の通り北半を、伊丹市域を中心に、極めて低平な段丘状で露呈しているにすぎない^②。

伊丹礫層の形成年代は、これが関東ローム層の立川面に比定される点などから、大約一〇〇〇〇年 B.P. かと考えられる。この伊丹礫層の堆積は、つづく海退期の侵食でかなりの変化を受け、ついで再び海進期になると、侵食を受けた伊丹礫層上位面上に沖積層が堆積して行く。第2図「尼崎市内沖積層基底面位図」は藤田和夫による最近の研究成果に基づくものであるが、岡義記の研究に比較して、かなり細部の状態が明らかになる。また第3図「尼崎市内微地形図」と対比してみると、西摂平野における人類の歴史の足跡は、地上においては標高三米以下の地域に、地下に

第2図 尼崎市内沖積層基底面位（単位はメートル）



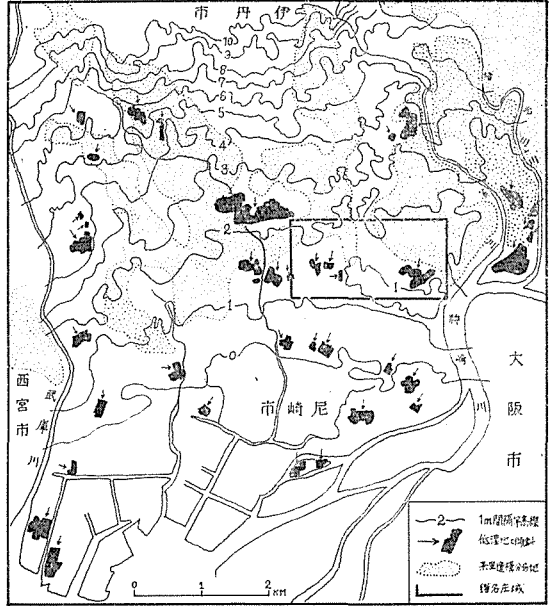
おいては三〇米の地層の厚さの中にひそんでいると考えられる。もちろんこの意味は極めて限定した地域、本論で主題とする猪名庄を中心とした地域に適用されることを指すものであり、恐らく他地域では例外もあるであろう。というのは、既に五〜六米地点の河床近くに縄文時代の出土品が発見されており、伊丹段丘上、一〇米以上のところに幾

多の古墳が存在しているからである。

次に今問題とされている平野部の沖積層がどのような過程を通して堆積されて行ったか、換言すると海岸線の前進、平野の形成が、いついかなる形でなされたかについて考えてみたい。

第2図「尼崎市内沖積層基底面位図」に示された等深線の数値は、同時にそれぞれ線上の沖積層の厚さを示している。今それらの地点の地下地質柱状図を比較検討してみると、礫・砂・粘土の互層より成るが、まず礫については、一応伊丹礫層の存在を、第2図に示された数値を基準に区別するとともに、別に武庫川によって第四紀以降運ばれた礫と砂を区別した。次に砂と粘土は当地域の土地形成に最も深い関係を持つものであるが、自らの採取でなく既に印刷乃至写真焼付によって示された柱状図によつた関係から、海水・汽水・淡水下のいづれの堆積であるかの判別はできなかったが、その上層に乗る地層の内容と厚さからある程度の解釈を行った。最後に砂については、これもまた資料の点で、荒砂・細砂の区別ができなかったが、いずれも後述するように沿岸潮流により、より西方から運ばれ来って

第3図 尼崎市内微地形と条里遺構分布



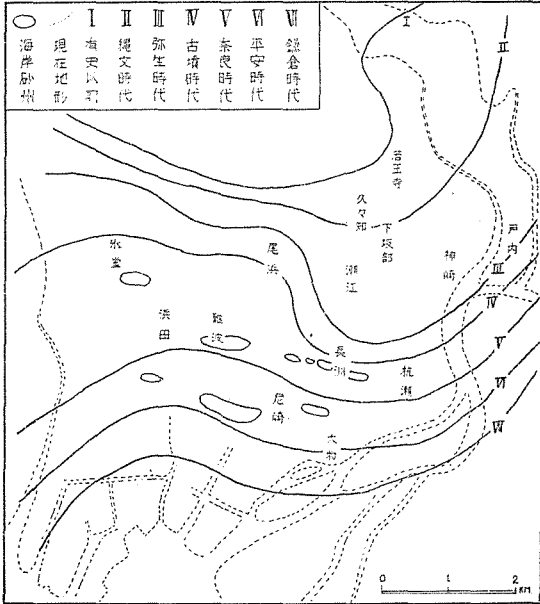
海中に堆積したものと解釈した。またその厚みは、砂の上層に他の種類の地層を乗せているか、いないかで異なるが、乗せていない場合は、その厚みがそのまま砂州の内容と考えた。砂の上層に更に別の種類の地層を乗せている場合、(1)それがことごとく粘土層であるときは、単に海底に堆積したものが、その後の土地の隆起または海退の結果、自然

に陸地となったものとし、(2)上層に粘土混りの砂を持つものは砂州の端部か砂州列の中間に位置する層に相当すると解した。(3)最後に、上層に比較的厚みを持つ表土層を乗せたものは、砂州の内側、いわゆるバックマーシエ的な低湿地を人為的に埋立てて、耕地の拡大に役立てたものと解釈した。この点についてはまた第四章で再述する。

沖積世初頭の海進では、海底に没した伊丹礫層の海退期の解析谷がまず海成粘土層で埋め尽され、一応海底に向って緩傾斜を持つ地形が海中に形成されたにちがいない。もちろん武庫川はその旺盛な土砂運搬を通し三角州の形成をこの期間にも続行していたであろうが、洪積世末の解析谷が大きく深いので、それを埋めるため、沖積世初期にはまだそれ程の影響を第2図に見られる範囲では与えていなかったと思う。このことは柱状図を通して見た場合、沖積層基底面上、分厚く粘土層で構成され、武庫川礫層はその上を一部分覆う有様に過ぎないからである。

第4図は沖積世以降現在に及ぶ旧海岸線の前進状況を想定したものである。図中のIは沖積世初頭に当るが、この

第4図 尼崎付近海岸線の前進想定

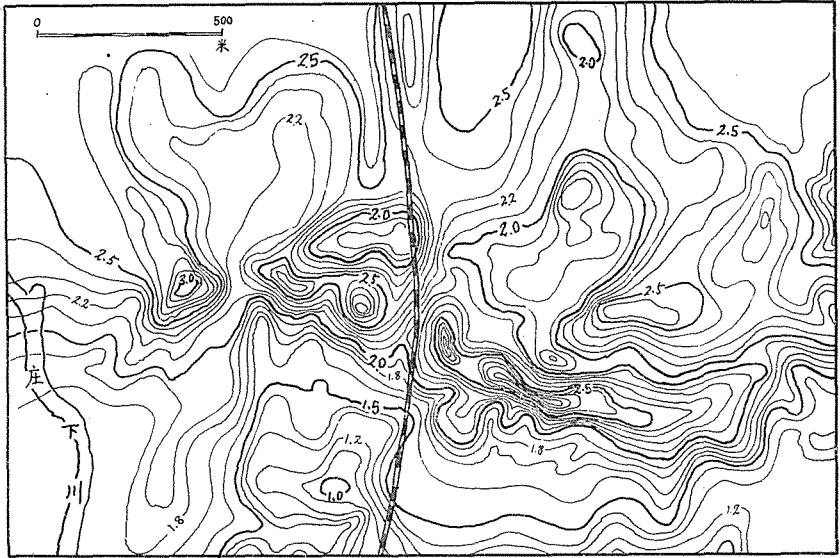


頃、ここでは未だ武庫川三角州が顕著に発達を示していない。武庫川の影響が現われるのはⅢの時期以降のことである。またその影響も直接的には西部に限られ、中部・東部には及んでいない。むしろ問題は、武庫川の運び込む砂の移動による間接的影響にある。現在大阪湾における潮流は明石海峡から入り、沿岸に沿って時計廻りに曲流した後、

友ヶ島水道を通過して外海に通じる。（ただしこれとは別に、友ヶ島水道から、逆に入り、淡路島に沿って北流し、明石海峡で前者と合流するもの、淡路島東岸で反転し、反時計廻りして再び友ヶ島水道に帰るものもある。）この明石海峡より東に進み、湾岸を曲流する潮流が、西方の河口に堆積した土砂を絶えずより東方に、南方にと運び続けていた。特に武庫川は、

この地方における主たる砂礫の供給源であったから、武庫川以東大阪にかけた地域は、潮流によって運ばれた砂が常に海底に堆積される条件下にあった。もちろん現地地形と第四紀初頭との間には相違はあるであろうが、潮流の方向に若干の相違がある程度で、原理的に根本的相違はなかったと考えられる。また当時の地形の基底をなす伊丹礫層も、海面下における傾斜が一〇〇〇分の五以下の緩勾配であってみれば、海進期において容易に遠浅海岸となり、従って沖合の波浪運動によって、海岸に平行した砂州形成の可能性がじゆう分ある。現今では神戸市以東における海岸条件の変化や、沿岸に注ぐ諸河川の上流地帯における砂防工事のため土砂流出量が減少し、過去の如き顕著な砂州形成の条件が少なくなったが、海図

第5図 尼崎長洲付近微地形 (単位は米)



により、なおその痕跡を認めることができる。

遠浅海岸に砂州が形成されると、恐らく第4図に示された(Ⅳ)~(Ⅴ)の方向に沿うことが予想される。現在確認できるものが九ヶ所あり、未確認のものも幾つか存在しているようである。この砂州列の間隔について級数的関係があるという考えもあるが、現在の地形でなく、過去の地形の復元による作業からは判定が困難である。

砂州の背後に潮汐湿原ないしバックマーシュを持つことは多くの実例があるが、この地域でもそれが極めて顕著である。第3図の微地形図に見られる凹地ないし低湿地の中、第4図の砂州列に直角な方向の傾斜をもつものは、いずれも過去の潮汐湿原ないしバックマーシュのなごりと考えられる。砂州の確認は一つは前述したように地質柱状図の検討に基くが、また第5図^⑩の如き微地形図作成作業を通して確認できた。ここではまた比高〇・五〜一・〇米の微高地(砂州)とともに、その間に過去の潮流口と思われる、やや低い切れ口を示した地形が認められる。恐らくこの潮流口の活躍していた時代は、湿原も汽水性を示しているから人為的に開墾がなされる時期ではなく、文献的という

「江」の存在期に当ると考えられる。

先きに未確認の砂州についてふれたが、それらの立地点は、ほとんど旧集落であり、都市化ないし工業化が最もおかれており、地下地質資料を得る便が極めて少ないこと、また微高地の実測も人家の密集で困難なことから砂州であることの直接的証明ができない。しかし間接的には、低湿地ないし開墾地における集落は必ず微高地に立地する慣性から一つの証明が可能であり、この他に、砂州列の方向から該当集落を、更にその集落の立地慣性を、という二段構えの推定を行うこともできると思う。

さて波浪運動と沿岸潮流により、遠浅海岸の海底に砂州が形成されるとして、一時期にどの程度形成されるものがあるのか。この点に關し、地中海における現在の地形に基づく研究報告では、傾斜一〇〇〇分の一四を示す海底で二一・三米間に二列、傾斜一〇〇〇分の一〇を示す海底で六一・〇米間に三列、傾斜一〇〇〇分の五を示す海底で四一・五列の存在が認められる。もちろんこの数値は平均値であり、現地形では気象条件や季節により増減のあることがわかる。

尼崎付近の海底は、沖積世における基底面位（第2図参照）

から推すと、当時ほぼ一〇〇〇分の五の傾斜を持っていたことになる。従って地中海の例に比較すると、三番目の例に相当する。またこの場合、砂州列相互間隔は大約三〇〇米程度である。しかしこの例の通りに尼崎付近ができていたか否かは問題であるし、また小論の当初の目標が庄園開発のための環境究明に在って、海岸地形自体の理論の樹立にあるのではないから、あくまで参考資料に止めたいと思う。ただ砂州が一列づつ形成されるのではなく、複数列であり、その中最も海岸よりの砂州のみが開発利用されるが、人類の智慧は、第二列の砂州の存在と開発利用の予想をすることができたことも考慮すべきであろう。

第4図は以上述べた砂州の発達を根幹にし、既に尼崎付近で発見されている考古学的資料により作成したものである。概して東部における進展が著しく、中・西部はおくれている。このことは後述の猪名庄開発の場合にも明白に現われてくる。しかし後には武庫川の土砂堆積が進行するたため、東西から挟まれた中部が長く低湿地となる結果を見た。

二 猪名庄の立地

猪名庄の歴史地理は、その立地に始まり、立地に終るといえるにもかかわらず、従来の筆者らの考証は幾度か失敗を繰返して来た。その根本原因は確かに二つあると思う。その一は、写本である猪名庄古絵図の解説が不じゆう分であったことにあり、その二は立地予想地をめぐる周辺環境への研究の不足がこうした結果をもたらしたといえる。

小論では、この二つの原因の中、第二点に就いては既に前章において環境の解明をなしたので、当章ではまずそれに立脚して猪名庄の立地を問題にし、第一の原因とその解明は、多少前後するが次章で取あげたい。

猪名庄は奈良時代の天平勝宝八年（七五六）に勅施入されたといわれるから、それに先立つミヤケの時代があったことになる。ミヤケの起源は垂仁紀廿七年に見える来目邑に始まるが、特に急増を見たのは六世紀初期から中期にかけた時期であったといわれる。摂津国にも難波ミヤケ、竹村ミヤケ、子代ミヤケがあった。難波ミヤケは安閑紀元年に、妃宅媛の為に設け、竹村ミヤケは県主飯粒の奉った

良田を受入れたものであり、子代ミヤケは大化二年の年に墾されて行宮とされたといわれている。してみると六世紀から七世紀に設けられたものといえる。摂津国河辺郡にミヤケが設けられた記録はないが、この付近一帯は早くから大和朝廷と特別な関係があったのではないかと考えられる点がある。例えば住吉大社神代記によると、猪名川の上流に神功皇后より供神料として寄進された城山、為奈山をはじめとし、同じく皇后の寄進になる河口の島嶋・浜のことが誌されている。特にその中に後述の猪名庄に隣接する神前の名が見えるのは注意すべきであろう。神代記をそのまま信じるものではないが、住吉大神を齋祀する津守氏が水軍として大和朝廷に協力すれば、その根拠地となるべき沿岸の島や浜がその支配下に入ったであろう。また水軍にしてみれば、再生産を繰返す土地（耕地）よりも、資材の補給や戦略的地点として便なる位置こそ重要であり、そうした意味での占拠ではなかったかと思う。この関係はあたかも後世の猪名庄から分離した長州庄をめぐる東大寺と鴨社の支配関係を思わすものがある。東大寺は土地を管理して戸数割的地子を取り、鴨社は個人を管理して専らその労

働力を物資運搬に利用した点である。

もちろん住吉大社と大和朝廷との関係に關しての史料はない。しかし水軍の協力ののもとで猪名川流域（かつての猪名県）をその支配下に入れたことは事実であろう。

風土記逸文に見える撰津国の条には美奴壳松原の地名起源について「今称美奴壳者神名、其神本居能勢郡美奴壳山、昔息長足比壳天皇幸于筑紫国時、集諸神祇於川辺郡内神前松原、以求祈福、于時此神亦同来集、曰吾亦護佑仍論之曰告所住之山有須義乃木、各宜材採為吾造船、則乘此船而可行幸、当有幸福、天皇乃随神教遣命作船、此神船逐征新羅、還来之時、祠祭此神於斯浦、並留船以猷神、亦号此地曰美奴壳」と誌しているが、これを住吉神代記と比較して考へるとき、単に説話としてのみかたづけることのできぬものがある。その一つは猪名川水系を通して能勢地方と河辺郡一帯との間に深い連なりがあったことであり、その二は大和朝廷が住吉大神（津守水軍）を背景（協力者）として、この地に外征の根拠地を持っていたという事実である。そうした内容を持つ地点が現在の川辺郡神崎（尼崎市神崎）であつてもすこしも矛盾するものではない。前章で見た第4

図は、明白に当時（古墳時代）の海岸線に当ることを示している。

このような歴史経過を見た猪名川下流域が、そう単純に手放されるとは考えがたい。もちろん大和朝廷による統一国家が完成し、ゆるぎなき地方支配が確立した八世紀以降において、ミヤケの放棄がなされることは、ミヤケ本来の意義から見て考えられることであるが、七世紀まではむしろ増加させる方向にあつたことは、推古紀十五年（六〇七）の「亦国每置屯倉」からもうかがわれる。従つて神崎の近く、猪名川河口域に、六く七世紀にミヤケが存在していた可能性はじゅう分考えられる。時代は下るが承和十一年（八三四）に「撰津国言依去天長二年正月廿一日、承和二年十一月廿五日兩度勅旨、定河辺郡為奈野、可遷建国府、而今国弊民疲不堪、爰役、望請停遷彼曠野、便鴻臚館為国府且加修理者、勅聽之。」（続日本後紀）とあるが、当時でもなお猪名川河口の猪名野地方が重視されていたことがわかる。猪名庄の前身ミヤケが猪名地に在るとすれば、ミヤケ共通な要件として、どのような地点に立地していたのであるか。従来条里制の起源と関連して、ミヤケを中心とした

割施行が始められたという見解がある。この説を適用すれば、ミヤケは条里遺構の残存する地域の中心に立地していることになる。これがはたして妥当であろうか。しかもこの見解成立の前提には長地形地割が条里地割の原型であること、その長地形地割がミヤケ周辺に多いことが横たわっている。しかし前者についても現在必ずしも定説ではなく、後者については、未だじゅう分な検討がなされていない。

提唱者の根拠も専ら文書資料によるものであり、具体例も少ない。従って既にこの見解への批判もなされ、ミヤケと条里制とは本来無関係との説も出ている。こうした種々の見解をふまえて摂津国や河内国のミヤケを眺めるとき（第1図参照）、ミヤケはむしろ条里遺構分布地域の周辺部ないしは条里ブロックの継ぎ目付近に立地しているように思われる。この点は今後すべてのミヤケ立地について検討しなければならぬものではあるが、少なくとも条里遺構分布地域の中心に存在してはいないようである。

ミヤケの成立過程には、既墾地を地方豪族から提供させたもの、あるいは贖罪の目的で顯官から取りあげたものと、未墾地を占有して開発したものがあつたことは、既に指摘さ

れるところである。先きに掲げたミヤケの中、河内国茨田ミヤケは茨田堤の工事に伴って成立した未墾地型であろうが、摂津国竹村たかふミヤケは明らかに既墾地型である。それにもかかわらず第1図に示される如く島下郡と豊島郡の条里の境界付近に位置している。（第1図では示されていないが、連続する島上郡条里の北端に、同じく天平勝宝八年に勅施入された東大寺領水無瀬庄が立地している。ここは山城国条里との接続地点に相当する。）こうした事実を通し、ミヤケの位置が条里遺構の末端部か、遺構の周辺部に在ることは動かし難いし、また決して遺構を欠く地域の中に孤立している例も認められない。（この事実はまた逆に条里制起源、更に条里地割に先行すると考えられる阡陌地割施行時期を求める一つの有力な手掛となりそうである。というのは、少くともミヤケ自体は大和國家の成立過程と歩を同じくして四世紀末から五世紀にかけて設置され始め、六世紀に最大発展期を迎え、大和國家の確立する八世紀以降しだいに減少して行くからである。この意味で、逆説的であるが、先きに述べたミヤケと条里制との関連説が、時代の上では妥当性を持つといえそうである。）

さて本題の猪名庄に立戻つて考えた場合、これがミヤケ

であれば、その位置も当然他の例と同様なはずである。また先きの住吉大社神代記、撰津風土記の内容から考えてミヤケとしてもそう新しいものではなさそうである。従ってこの地域でも条里遺構分布の範圍の端部か、それに近い所の立地が予想される。かくして選定された位置が第3図に示されるところである。部分的には条里遺構地帯に属するが、その大部分は遺構がなく、その中に四ヶ所の低湿地を保持している。この低湿地の中、東南部のものは猪名庄絵図に見られる沼沢地の位置に完全に一致する。またこれとともに、絵図に見える宮宅地が微高地と一致するのは地形上、猪名庄の比定位置の正しいことを示すものである。

三 猪名庄絵図について

猪名庄絵図（東南院文書三櫃三二卷）の書込は次の通りである。

〔前袖端書〕

此一行押紙也（朱書）

天平勝宝八歳六月十二日勅施入文繪品銘文外載野老佰町

撰津職河辺郡猪名所地肆拾陸町陸段貳百貳拾伍步宮宅所捌段貳

拾歩田地肆拾伍町捌段貳佰伍步墾田參拾陸町陸段貳佰壹拾貳歩

浜貳佰伍拾町 大小□拾壹処

東一入江 今淀河是也

〔後袖端書〕

天平勝宝八歳十二月十七日

撰津職從三位行大夫文□真人智努

西海撰津国河辺郡司

擬少但無位凡川内直入部内

主帳無位凡川内直指人

聞柳田使從八位下矢田部造三田次

正七位下行少屋積臣牛食

一條九里

十九。卅。廿一。〔廿二〕。廿三。廿六。〔廿七〕。廿八。廿九。

卅。卅一。卅二。卅三。〔卅四〕。卅五。

一條十里

二。〔三〕。四。五。六。

七。上江田。

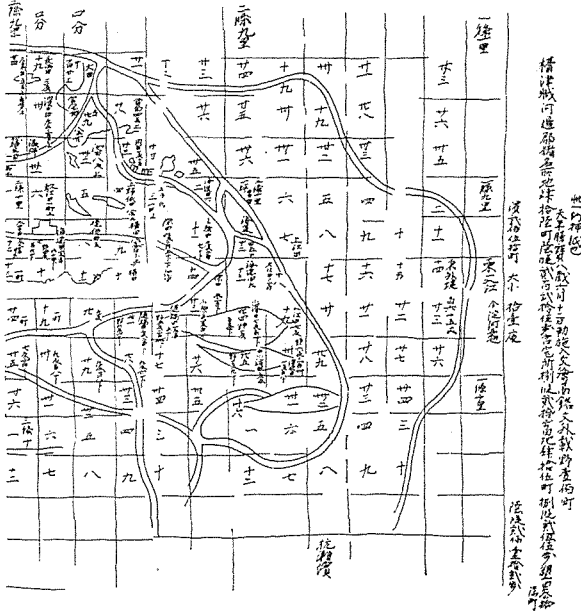
八。九。十。十一。十四。十五。十六。十七。

十八。大江田 三百、。

十九。入江田 七反。

廿。廿一。廿二。廿六。廿七。廿八。廿九。

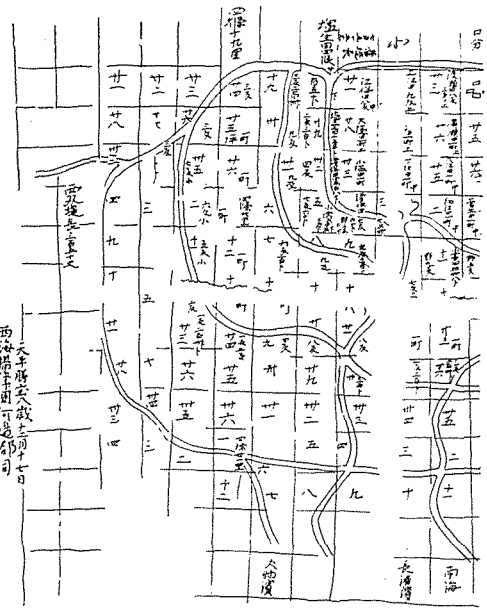
庄 繪 圖



- 卅 浜依田 一反百八十 野 六反三百卅。
- 卅一。卅二。卅三。卅四。
- 一條十一里
- 三。四。五。六。七。八。九。十。
- 二條九里
- 十九 長浜田 三反。

- 卅 大田 百廿 上。
- 卅一。卅二。卅三。卅四。卅五。卅六。〔廿七〕。
- 卅八 貧田 四反 上。
- 卅九、田 八反廿步。
- 卅 浜口田 九反三百步 上。
- 卅一 温併、
- 卅二 池田 八反 上。
- 卅三、田 七反三百、步。
- 卅四。卅五。卅六。
- 二條十里
- 一 書田。
- 二 海道田 六、。
- 三、野依田。
- 四 上野依田 八反 上。
- 五、
- 六 畝江田 一町 上。
- 七 淨道田 三反百六十步 野 四反百九十步。
- 八 堤併田 五、。
- 九 横田 八反百步 上。
- 十 深田 九反百五十步 下。

第6図 猪名



助指津渡後三程行全全
 西後九里
 天子傳大藏上御十七日
 西海攝津國河邊郡司
 根元元住九川内食納人
 朝掛の儀後傳共男三泉
 五十程下行者全種屋年食

- 十一 上深田 九反二百七十歩。
- 十二 海道田 五、、、、。
- 十三 海道田 九、、、、。
- 十四 深田、反二百歩。
- 十五 下深田。
- 十〔六〕 下横田。

- 十〔七〕 深、、。
- 十〔八〕 、、、。
- 十九 一町。
- 廿 九反。
- 廿一 隨端田 二反三百歩 野 六反六十歩。
- 廿二 隨端田 一反五百十歩 野 五反三百歩。
- 廿三 小深田 四反百八十。
- 廿四 小浜田 七反百廿歩 野 一反百五十歩。
- 廿五 中小浜田 五反野 一反九十歩。
- 廿六 廿七。
- 廿八 九反六十歩。
- 廿九 九反八十歩。
- 卅 九反百八十歩。
- 卅一。卅二。卅三。卅四。卅五。卅六。
- 二條十一里
- 一。〔二〕。三。四。五。六。七。八。九。十。〔十一〕。十二。
- 三條九里
- 十九 三反二百冊歩。
- 廿 百五十歩 下。
- 廿一 江併田 八反 中。

〔廿二〕、、九反 上。

廿三 渡瀬田 八反三百步 上。

廿四 大鳥田 五反五十四步 上。

廿五

廿六 広瀬田 一町 上。

〔廿七〕、、田 一町 上。

廿八 大塩田 一町 上。

廿九 塩垂田 六反百廿步、二反三百步。

卅 九反。

卅一 九反。

卅二 浜併田 四反百八十步、四反。

卅三 小塩田 一町。

〔卅四〕下江田 一町 中。

〔卅五〕入江田 一町 中。

〔卅六〕箱生田 一町 上。

三條十里

一 菅生田 一町 中。

二 細江田 一町 中。

三、、七反卅步。

四 浜依田 七反六十步 野 二反六十步。

五 小浜田、反二百步 下。

六、、。

七 九反二百步。

八 九反。

九 九反三百步。

〔十〕、、。

十一 小書田、、百卅八步 野 九反。

十二 大書田 一反三百廿步 野 五反 上。

十三 一町。

十〔四〕、、、。

〔十五〕 七反三、、。

十〔六〕。十〔七〕。十〔八〕。

〔十〕九 四反。

廿 八反。

廿一 八反。

〔廿二〕 一町。

廿三 一町。

廿四 一町。

廿五 七反二百步。

廿六 三反二百卅步。

〔廿七〕 一反三百歩。

廿〔八〕 三百歩。

廿九。卅。卅一。卅二。卅三。卅四。卅五。卅六。

三條十一里

一。二。三。四。五。六。七。八。九。十。十一。十二。

四條十九里

廿一。廿二。廿三。

廿四 三反。

廿五 一町。

廿六 三反。

廿七 三反。

廿八。卅三。〔卅四〕。

卅五 七反小。

卅六。

四條二十里

〔一〕 一町。

二 六反小。

三。四。九。〔十〕。

十一 五反小。

十二 一町。

十〔三〕、町。

〔十四〕 二反。

〔十〕五。十〔六〕。廿一。〔廿二〕。

廿三 一反二百冊歩 下。

廿四 一反二百。

廿五。廿六。〔廿七〕。廿八。卅三。卅四。卅五。卅六。

四條二十一里

一。二。三。四。十二。

以上の条里坪付書込の他、「北 旧堤長七百五十五丈
口分」「東外堤□百六十五丈」「南海 杭瀬浜 長渚浜
大物浜」「西外堤長三百五十丈」の書込が、それぞれ上部、
右側、下部、左側にある。

総じて猪名庄古絵図は写本であるためか誤字脱字がかなり多い。このことは記載の町段についても疑問を抱かせるが、これを照合する手段がない。従って可能な限り検討するの他はない。

まず後袖端書に書かれた事項から検討する。「天平勝宝八歳十二月十七日」の天平勝宝八年（七五六）は初期の東大寺が最も多くの勅施入型庄園を得ている年に当り、仏教の

保護者、聖武太上天皇の崩御の年であるから、猪名庄がその一つであっても差支えない。ただ十二月十七日とあるに對して前袖端書では朱書ではあるが勅施入が六月十二日だといっている。最初から記入されていたものであれば信賴度が高いが、押紙であるとすれば後年に追書したもののだけに問題が残ろう。

「勘撰津職従三位行大夫文室真人智努」については続日本紀に、天平勝宝六年四月庚午(七五四)に撰津大夫に任せられ、天平宝字元年六月壬辰(七五七)に治部卿に転じて、後任が従四位下多治比真人国人となったことを誌している。国司の任期六年の半を撰津国大夫で過ごしたことは疑を入れない。絵図の署名は智努であるが続紀は珍努と智努と二様に誌されている。次に「擬少但無位凡川内直人部内」は「擬少領無位凡川内直入部内」であろう。川辺郡は八郷(延喜式による)であるから、戸令によれば中郡に相当し、大領一人、少領一人、主政一人、主帳一人と定められている。また凡川内一族は撰津国造をしていた凡河内忌寸(凡河内直)をはじめ、撰津、河内一円での名門であるから、郡の少領であっても不思議はない。従って同族の凡川内直の指

人が主帳の役をつとめていたものであろう。

以上二人は河辺郡の直接関係者であるが、次の二人は国衙関係者である。

「聞柳田使従八位下矢田部造三田次」は、恐らく開御田使従八位下矢田部造三田次であろう。矢田部造は撰津国八部郡(矢田部郡、八田部郡)に住む旧族で、姓氏録は撰津神別に入れ、伊香我色雄命之後也と誌しているから、矢田部造三田次の署名は認めてよからう。最後の「正七位下行小屋積臣牛食」は誤字脱字が多く、正しくは正七位下行少属穂積臣牛養であろう。撰津職は大夫一人、亮一人、大進一人、少進一人、大属一人、少属二人、史生三人、使部卅人、直丁二人と定められているから、二人の少属の中の一入であろう。また後記する正倉院文書、天平勝宝八年十二月の条にも同名の名が見え、少属となっている。穂積臣は撰津国豊島郡を旧貫とする氏族で、姓氏録では左京神別、天神の項に入れ、矢田部造と同様、伊香色雄命男、大水口宿禰之後也としている。

さて東大寺が猪名庄を勅施入された年に撰津国島上郡水無瀬庄が同様に勅施入されて、いわゆる「撰津国水無瀬絵

図」が正倉院御物として残っている。これは猪名庄の如き写本でないので価値が高い。この後袖端書は

天平勝宝八歳十二月十六日

嶋上郡主帳無位物部首子老

擬少領從七位下三嶋県主暇

上件二所勘

從三位行大夫文室真人 智努

正七位下行少屬穗積臣 牛養

であり、また字面に撰津国印六つが捺されており、最後の二行は別筆である。

この後袖端書の署名により、前述の猪名庄の署名の誤写が明確となる。誤写といえは、猪名庄の署名の日付が十二月十七日であり、水無庄の一日後である点に問題を抱かせる。原本である水無瀬庄図の最後に、別筆で「上件二所勘」と書き、大夫文室真人智努と少屬穗積臣牛養の署名がなされている以上、上件二所の一つが水無瀬庄であり、他の一つが猪名庄ではなかったと想像できることである。ほとんど時を同じくしたが、同じ日付のものをまとめて撰津職で認定したのではなかったか。いずれにしても猪名庄の署名

は、写しである限りにおいて日付の信用度が低くならざるを得ない。

四 ミヤケから庄園への発展

ミヤケの起源は日本書紀によると、すでに垂仁紀に始まるが、その発展が常に大和国家の池溝開発と低地干拓と深い連なりにあることは史家の指摘するところである。特に七世紀に入り推古天皇十五年（六〇七）に「亦每国置屯倉」とあることから、各地方にミヤケの増設が推定されるが、撰津国の実情はかならずしも明らかでない。推古紀に先立つ安閑紀では三島竹林と難波のミヤケの存在を記しているが、推古紀にいう国毎のミヤケが、これに当るかどうか不明である。といって、ここで問題とされる猪名庄の前身のミヤケが、これに相当するという証拠もない。

ただし当時の大和連合政権が、まず山麓部における築堤による溜池灌漑の域を脱し、しだいに平野部における溜池構築、河川利用の灌漑を通して、広大な平地への進出とその支配を試みるとともに、さらに排水による低湿地の干拓に進出したと見られることである。しかもこの種の低湿地

開発は多大の資本と労働力を要するので最もおくれて出現したであろう。

すでに前章で述べたように猪名庄の位置は当時の海岸線に近く、連続した砂州群とその背後に横たわる低湿地帯（それらの方向は大約東西である）、その間を流れる猪名川および武庫川分流を含む地域であった。したがって、こうした土地条件の地域の開発は、築堤による海水、河水の進入を止めるとともに、内部における排水、低湿地の埋立てが必要である。近世、濃美平野で発達した輪中開発の前駆型が、この地で適用されたと考えてよからう。

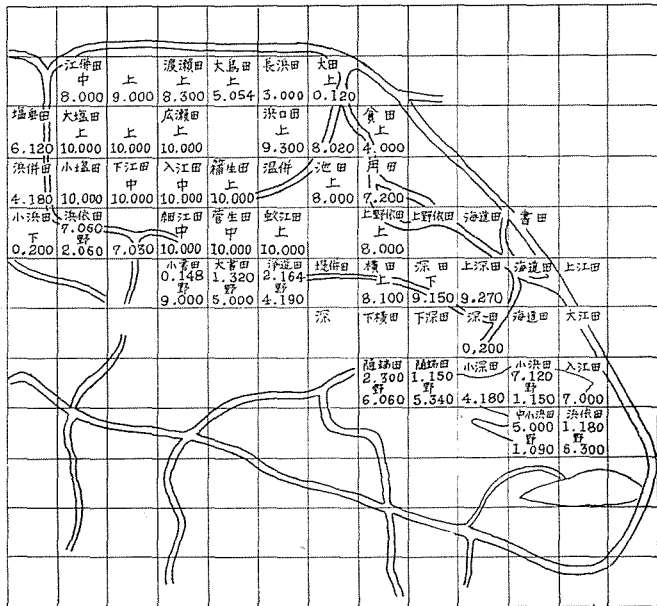
濃美平野における輪中形成の原因の一つは、ここが単に低地であるだけでなく、水位、傾斜、水量（したがって土砂運搬・堆積量が比例する）を異にする幾つかの河川の注れ込む地域であり、しかも運搬される土砂堆積を通し年々土地の伸進が行われて行く地域であったことにある。約言すると低湿である上に土地自体が極めて不安定な状態に置かれていたことである。したがって、単に海岸への進出干拓なら、海に向っての防潮堤の構築ですむところを、むしろ周囲の河川に向って、完全に堤防で取囲む形態を取らざるを

得なかった。もちろん最先端の輪中では海水の逆流も考慮されていた。

猪名庄を含めた猪名川下流域の地形が、濃美平野の地形と全く一致するわけではないが、治水を行いつつ耕地の拡大をはかる目的の上では共通であり、その目的到達のための人類の智慧もまた相似た形式を生み出すものである。従って典型的輪中ではないにしても、形態的に類似する猪名庄開発を、こうした視点から取上げ、古絵図記載事項とその内容を検討してみる。

奈良時代の庄園図ないし墾田図として現在写真版を通して見ることできるものに、同じく東大寺領の越中国、越前国の開田図と前述の撰津国水無瀬庄図がある。これらに比べ顕著な相違は、庄園が二重の線により幾重にも取囲まれて描かれていることである。これが何を表現しているのか、従来とも疑問となっていた。といって道路・水路・堤防以外には考えようがない。もちろん二重の線がすべてその三者の中のいずれか一つに当るものではなく、描写の拙な故に区別がつき難いことも考えられる。従ってこの二重の線のみをいかに追求しても絵図からは何も引出し得

第7図 第1堤防内の坪地名・田品・田地町段



ない。そこで各坪内に記入された事項に基く考証が必要となる。各坪毎の記載事項を分類すると次の三型が見出される。

(A) 条里坪付、地名、田地、野地の区別とその町段、

田品を示したもの。(B) 条里坪付、耕地町段を示したものの。(C) 条里坪付のみを記したもの。

この三型が見られるのは、一つに坪毎の景観の相違に基くが、また同時に坪毎の開拓時期の相違から来ることが考えられる。今試みに(A)型と判断される坪を示すと第7図の如き分布をとり、その分布が最も内側に存在する二重の線(堤防)と密接に関連していることがわかる。同時に、更にそれから東南の方向に伸びて行く状態も認められる。しかし内側、第一堤防内の部分と、東南方向へ伸びて行く部分との間には、開墾程度に明白な相違が見られる。こうした点から判断すると、初期のミヤケは第一堤防内の数値が示す内容のものであったのではなからうか。しかしまもなく開墾の手が東南の方向に進み、第一堤防の外側に更に第二堤防が部分的に築かれ、その範囲内で開墾が開始された前後に、東大寺への施入がなされたと考えている。

初期のミヤケが最も内側の第一堤防内であったろうという根拠は、絵図内二条九里廿坪および廿九坪にわたって書込まれた「宮宅地」と「八反廿」が前袖端書に記載された「宮宅所捌段式拾歩」に一致することによるが、第一堤防

内の各坪毎の耕地率が高く、かつ田品も「上」が大部分を占めていることにもよる。更にまた重要な点は、絵図の表現在当って、この第一・第二堤防間に細かな注意が払われている事実である。それは三条九里廿九坪と卅二坪、三条十里四坪と十一坪、十二坪、二条十里七坪の記載がこれ、一例を三条九里廿九坪で見ると、第一堤防を挟んで東側に「塩垂田」の地名と六段一二〇歩の町段が書かれているとともに、同一坪内で堤防の西側にまた二段三〇〇歩といった別な町段が示されている（数字自体には誤記の可能性がある）。これは明らかに一つの堤防を境に東西を意図的に區別しようとしたもので、堤防の東側こそ古く開かれた、ミヤケ本来の塩垂田であり、堤防の西側二段三〇〇歩は、庄園時代になって開かれた所であり、従って名称も未だ付いていなかった事実を物語っている。また三条十里十一坪でも書込まれた地名の小書田は、堤防の内側にあるわずか一四八歩の範囲を指し、野九反というのが堤防外の未墾の町段を意味している。

ミヤケの時代の末期に、第一堤防を越えて東南の方向へ開墾の手を拡げたということは、その地域が古い地名を持

つにかかわらず耕地化率の低いこと、地域内に「野」と表現される町段が多いことによる。もちろんこの地域を開墾するには堤防の築造が先行したであろう。これが第一堤防の外側に、東側から東南へ、更に南へと向う第二堤防である。第二堤防は第一の如き完全な円形を示していないのは、前述した美濃輪中の場合に比較して、それ程水害の危険が直接なかったことによるためであろう。またミヤケ時代の開墾が早く東南方向に延びた理由の一は当時の自然環境の条件によったと思われる。前章でも述べた如く、この付近の地形は概して東高西低であり、相当長い期間にわたって猪名庄立地域の西方には低湿地帯が残っていたことが考古学的遺跡分布状態等から判断される。

このようにして第一堤防内を中核に、第二堤防東半が構築され、その内側の開墾が行われていた頃に東大寺への施入がなされたのではなかったか。ただ一つここで気になる点があるので一応の検討をしてみよう。それは前袖端書に示す庄域町段の問題である。すなわち今試みに第7図（旧ミヤケの範囲と考えられる地域）の書込による町段を集計すると、判読可能な分のみでは二七町五反二四六歩となる。

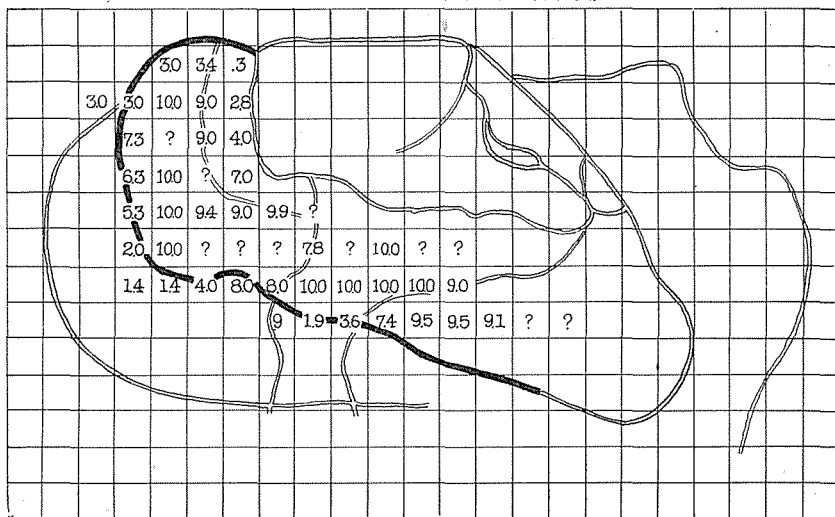
これに野の町段および判読不能と磨耗の分を平均七反前後の開墾率と仮定して加えてみても、合計は三五町前後となり、絵図に示す「猪名所田地四五町八反二〇五歩」には一致しない。この事実をどう解釈すべきであるか。

これに関して傍証ではあるが若干有利な史料がある。たとえば墾田に関する太政官符の中の弘仁二年二月三日（八一）「応占田地依町段教事」の文に「（前略）頃年占請之輩。偏限四至之内。不論町段。是以檢四至則涉乎官舎人宅。勘町段則不滿四至之内。求之政道理不合然。望請。自今以後。占請之地一定町段不依四至。庶令禁斷跨越無妨百姓者。右大臣宣。奉勅依奏」とあるから、あるいは東大寺側が勅施入によって庄園を入手すると、まもなく「定町段不依四至」を実行し、四至に属する範圍を、ことごとく町段と見なす計算を行って国司、郡司の承認を受けたのではなからうか。もっとも仮にこの方法を全域に適用すると猪名庄の町段は五〇町を越えてしまう。そこですでにミヤケ時代から、じゅう分に開墾されて町段の明白な分に就いては手を加えず、むしろミヤケ末期開墾期に当る東南の部分において、その計算法を適用したのではなかったか。

なおこの他に猪名庄の内部に若干の民地も含まれていた点も考慮してみる必要がある。その町段は明らかでないが、後年の建保五年（一二二七）記録所勘状云々という鴨社との論争文書「東大寺三綱与鴨御社之司相論撰津国長洲御厨開墾田事」の中に「（前略）抑猪名庄中他所古作多相交云々。寺家雖取加地子不進止哉為町段之中者非無不審歟猶可被尋披子細也（後略）」という記事が見える。十三世紀の史料ではあるにせよ、文中に古作とあるから、東大寺側も最初から一円庄園としての支配ではなかったことがわかる。こうした諸事情を織込んだ数字が袖端書に示す田地四五町八反二〇五歩なのではなからうか。

次に（B）の範圍が、東大寺の所領となって後の墾田に相当するものと考えられる。今この（B）の条件を持つ各坪毎の分布を示すと第8図となる。これらの地域が開墾されるためには、ミヤケ時代の末期に、第一堤防外、東南方向に延ばされて来た第二堤防が、更に南、西、北側においても増築されたことが考えられる。恐らくこの時期には東大寺側は、当時北陸地方などで見られるような豊かな資力と労働力を通して、第一堤防にまさる第二堤防を築きあげ

第8図 第2堤防内坪毎町段 (単位反)

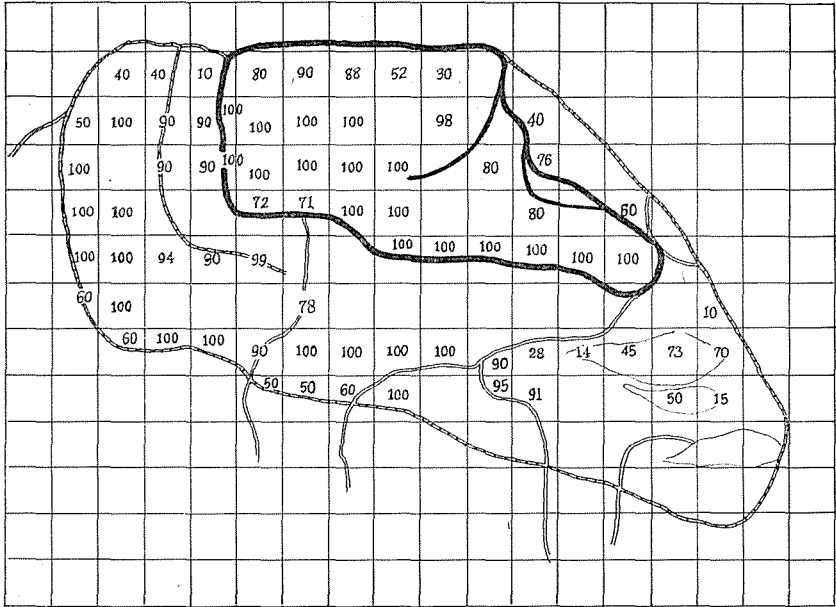


たと思われる。第9図は第一堤防内(旧ミヤケ)と第二堤防内(東大寺による開発)との耕地化率分布を示したものであるが、後者は前者におとらぬ高い率を持っていることに気付くとともに、この時期の開発方向が東南方面よりも、西ないし南に向っていることは注意すべきであろう。それはこの方向への発展が、後年^④の長洲庄の独立や、長洲御厨を中心に鴨社との紛争に連なるからである。

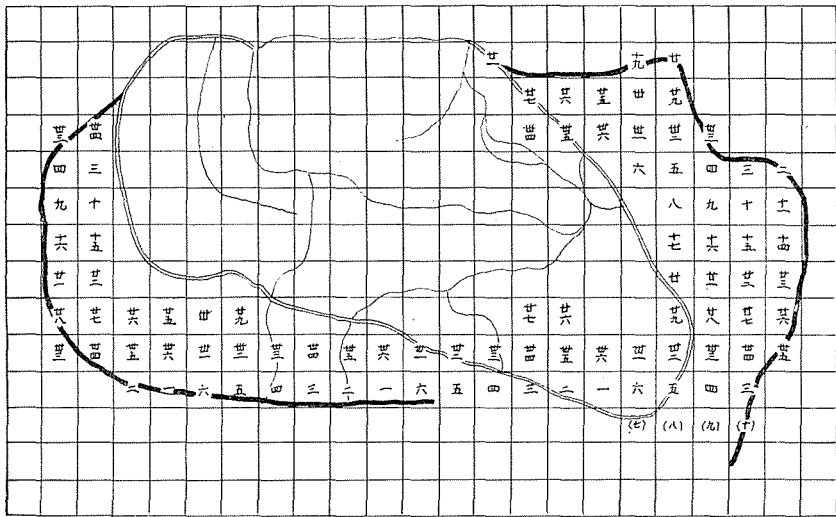
今前回と同様、絵図の書込により第二堤防内の開墾町段を集計してみると二五町九反一五〇歩となる(第8図参照)。しかし絵図の中には、この他町段不明な坪が一二坪ある。これらの坪は隣接の状況から考え耕地化率の高いことが予想できるから、仮にその町段を八〇九反であったとすれば合計九町六反ないし一〇町八反が追加されることとなり、全合計が三五町五反一五〇歩ないし三六町七反一五〇歩となり、前袖端書の「墾田三六町六反二二二歩」にほぼ一致する。

最後に(C)、条里坪付のみを記したもので、第三堤防内に在る坪を拾ったものが第10図である。ここでは明白に第三堤防が南半分を残して築造されている。また更に第

第9図 第1・2堤防内耕地化比率



第10図 第3堤防内の坪分布



四堤防のきざしさえ西方に見られる（第6図参照）。

ところで（C）すなわち第三堤防の内側、第二堤防との中間の部分は何を意味するのであるのか。前袖端書にいう「撰津職河辺郡猪名所地肆拾伍町捌段貳佰伍歩、墾田參拾陸町陸段貳佰壹拾貳歩」は、すくなくとも（A）第一堤防内と第二堤防内の東南部、（B）第二堤防内の町段で、すでに満たされているとすれば、これは追加書きと見なされる「野老佰町」か「浜貳佰伍拾町」のいずれかに相当すると考えざるを得ない。この中「浜貳佰伍拾町」でないことは、絵図の欄外に南海と記載するとともに、それとならんで杭瀬浜、長渚浜、大物浜と誌るしてあることから想像できるとすれば「野老佰町」に当るといわざるを得ない。

一方、絵図にはすでに野の町段を特記したものが九坪程見られる。しかしその合計は四町二反一四〇歩で野一〇〇町には及びもつかない。これは恐らく東大寺に施入された頃の実情を示すものであるから、そうした意味では本来の猪名庄の四至は第二堤防の内側であったといえよう。

「野老佰町」の数字はとにかくとして、若し当時第三堤防内が所領であったとすれば、同じ頃東大寺庄園であった越

中国射水郡根田野や越前国足羽郡藁置村の開田図に見られる如く、坪毎に開墾と未墾の区別とその町段が示されていないければならない。しかるにこれと同型式で絵図に表現されているのは第二堤防以内に限られている。このことから推しても第三堤防内までを所領と考えることは無理である。この第三堤防は後年に築造されたものであり、また「野老佰町 浜貳佰伍拾町」という追加書きと密接な関連がありそうである。

第二堤防内のみを本来の猪名庄域とみなす別の根拠は史料の側にもある。すなわち天曆四年一月二〇日（九五〇）の正倉院文書（東南院文書三櫃三卷）に「河辺郡猪名庄田八五町一段三四二歩」とあり、長徳四年（九九八）注文定、諸国諸庄田地の中の撰津国の項には「河辺郡猪名田八五町一段三四三歩」と誌るされ、また別行で「或日記云猪名庄野地百町浜二百五十町云々」と書かれている。従って絵図に書かれた田地、墾田の町段合計八二町五反五七歩に、その後若干の増加を見た八五町余が公認された庄園面積であったろうと推定するものである。

では何故に野や浜の書込みのある猪名庄園図が伝えられ

ているのであろうか。先きに、この絵図が写本であると述べたが、そのために後世の追加書きが、かなり混入していると思われる。またこの図が班田図の如き公的地図でなく、東大寺側が鴨社との紛争に当ってしばしば持ち出したと考えられる私的地図である点も注意しなければならぬ。すべて寺側に有利に描かれていても決して不思議なことではない。

以上の如く考えるとき絵図にいう「野壹佰町 浜式佰伍拾町」が、史料に見える「或日記云猪名庄野地百町浜二百五十町云々」に裏付されつつ同時に図面の上にも表現されたと解することができる。すなわち一方で第三堤防を構築して開墾の歩を進め、他方でその姿を絵図の上に示したものであろう。試みに第三堤防内に在る町段（第10図参照）を計算すると九七町となる。これに前掲の野四町二反一四〇歩を加算すると、ほぼ一〇〇町の数字がでる。

最後に「浜式佰伍拾町」は、この絵図から直接裏付けすることはできない。この絵図の中には含まれていないからである。ただ第4図で示された当時の想定海岸線から考えると、この浜二五〇町の表現は後世の実情を追加したものと

考えざるを得ない。それも先ず長洲浜が、ついで杭瀬浜、大物浜と進展して行くのであり、決して一時期に形成されたものでないことは砂州の構成の上からじゅう分に考えられる。

- ① 藤田和夫「西宮地方の地質と構造」、『西宮市史』第一卷、三〇四～三〇七頁）、岡義記「大阪平野北西部の地形発達史」、『地理学評論』第三六卷六号、七～八頁）。
- ② 藤田和夫「伊丹礫層と沖積層」（前掲書二四一～二四五頁）、岡義記「伊丹台地について」（前掲書、一一一～一六頁）。
- ③ 貝塚爽平『東京の自然史』九〇～九二頁。
- ④ 尼崎市史第一巻掲載予定の藤田和夫教授研究資料に基く。同氏的好意を感謝したい。
- ⑤ 岡義記「沖積層とその下底礫層」（前掲書一四頁、第3図）。
- ⑥ 著者が尼崎市史第一巻掲載の目的で作成したものの単純化、転用したものである。本図作成に際しては、すべて建設省国土地理院提供の資料によったことを記して謝意を表したい。
- ⑦ 日本建築協会編『大阪付近地質図表』、尼崎市建設局資料、名神高速道路公団のボーリング資料による。
- ⑧ 藤田和夫「大阪湾」（前掲書一四頁、第五図）。
- ⑨ 茂木昭夫「波状海岸における沿岸流の蛇行と Arcuate Bar の形成」（一九六三年日本地理学会秋季大会研究報告）。
- ⑩ 本図は筆者による昭和三五年の測量作成である。地盤沈下顕著な尼崎であるから、図上の数値を相対値として見てほしい。
- ⑪ C. A. M. King, W. W. Williams; The Formation and Movement of Sand Bar by Waveaction (Geographical Journal,

- ⑫ 尼崎市史第一巻掲載予定の村川行弘氏研究資料に基く。
- ⑬ 拙稿「撰津国河辺郡の歴史地理学的考察(1)」(『関西学院史学』第一号)、「撰津国猪名庄古絵図について」(大阪市大『人文研究』第五卷第二号)、「撰津国河辺郡の歴史地理学的考察(2)」(同『人文研究』第五卷第九号)、「撰津国河辺郡の条里について」(同『人文研究』第九卷第八号)、「中古に於ける粟田の歴史地理学的考察」(『人文地理』第五卷第三号)、「浜口半左衛門「東大寺領撰津国河辺郡猪名庄城から推考した尼崎市域に於ける条里遺制の研究」」(『兵庫史学』第九号)、「岡本静心「撰津国猪名庄条里の考察」」(『兵庫史学』第一号)。
- ⑭ 門脇禎二「ミヤケの史的位位置」(『史林』第三五卷第三号、四七頁)。
- ⑮ 竹内理三「律令制と貴族政権」八二頁。
- ⑯ 田中卓編「住吉大社神代記」四〇〜四三頁。
- ⑰ 小島鉦作「撰岡家大番領としての撰津国猪名庄」(『歴史地理』第六〇巻第五号、一一二頁)、「莊園に於ける複合的領有関係の研究」(成蹊大学『政治経済論叢』第八号、一〜四〇頁)。
- ⑱ 拙稿「河系の文化」住吉大社の所領と土地開拓の問題」(『人文地理』第一三巻第六号)。
- ⑲ 竹内理三「条里制の起源再論」(前掲書、八二頁)。
- ⑳ 門脇禎二、前掲書四一〜四二頁、弥永貞三「奈良時代の貴族と農民」三二頁、谷岡武雄「古代村落に於ける条里制の諸問題」(『立命館大学創立五十周年記念論文集』五三六頁)。
- ㉑ 門脇禎二、前掲書、西岡虎之助「莊園史の研究(上)」。
- ㉒ 米倉二郎「庄園図の歴史地理的考察」(『広島大学文学部紀要』第一二号、三六七〜三六九頁)。
- ㉓ 筆者の手元にあるものは、奈良県郡山市、水木直箭氏所蔵の原図の敷写である。西岡虎之助「莊園史の研究(上)」に掲載されている図
- も同系統のものと思われるが明らかでない。
- ㉔ 前袖端書の中「此一行押紙也」と朱書してあるのは「天平勝宝八歳六月十二日勅施入文絵図銘文別載野老佰町」を指すが、「浜式佰伍拾町」「今淀河是也」の記載も別字体である。
- ㉕ 後袖端書の中、「勘撰津職従三位行大夫文□真人智奴」は「西海撰津国河辺郡司」以下四行の上段に独立して誌されている。
- ㉖ 「印」の数字は絵図に見られないが磨耗と判断してあえて補った。(第6図参照) 以下同じ。
- ㉗ 一坪内に書込あるものは坪付番号の下に書き、。印を以て他の坪と区別した。
- ㉘ 磨耗して判読し難きもの。以下同じ。
- ㉙ 温としたが堤とも判断される。
- ㉚ 恐らく樋の誤字であろう。
- ㉛ 恐らく浦の誤字であろう。
- ㉜ 拙著「撰津国猪名庄古絵図に就いて」(『人文研究』第五卷第二号、一頁)、「中古に於ける粟田の歴史地理学的考察」(『人文地理』第五卷第三号、一頁)、「岡本静心「撰津国猪名庄条里の考察」」(『兵庫史学』第一二号、二〜三頁)。
- ㉝ 藤間生大『日本庄園史』三八頁。
- ㉞ 撰津国水無瀬絵図(大日本古文書、四)によると智努である。
- ㉟ 別技篤彦「西濃平野に於ける輪中の地理学的研究」(『地理論叢』第一輯)。中沢弁次郎他『輪中集落地誌』。
- ㊱ 別技篤彦、前掲書、二四二〜二四四頁。
- ㊲ 大日本古文書四、所収写真真版による。
- ㊳ 河辺郡条里共同研究会の「撰津国河辺郡の条里制」(『兵庫史学』二三三、二三頁)。
- ㊴ 国史大系、類聚三代格、後篇、四四二頁。

- ④ 続々群書類従一一、東大寺要録巻第二。
④ 拙稿「撰津国猪名庄古絵図に就いて」（前掲書、二頁）、「撰津国河
辺郡の歴史地理学的考察(2)」（前掲書一一二頁）。
④ 続々群書類従一一、東大寺要録巻第六。

本稿校正中、たまたま東京大学史料編纂所刊行の『東大寺開田図』（大
日本古文書、家わけ第十八、東大寺文書之四、図録）に掲載された「撰
津国河辺郡猪名所地図（写）」の写真を見ることができた。

水木直箭氏所蔵の原写本（六四・五センチ×一二二・五センチ）の直
接撮影であるだけに、筆者の筆写（第6図）より、はるかに鮮明である
ので比較参照されたい。

本論は昭和三十九年度、文部省科学研究費助成による課題「日本古代
史成立の土地的基础としての自然環境に関する研究」の成果の一部をな
すものである。

（大阪市立大学教授）

of their countries and their status, that is to say, Saint-Simon, noble, Fourier, a shopman, and Owen, a factory owner.

Historical Geography of *Ina* 猪名 Manor under the Rule
of the *Tôdaiji* 東大寺 Temple in the *Settsu* 摂津 Country

by

Hisao Watanabe

This article will throw light on and determine the point of location from its natural conditions in regard to *Ina* manor, one of the territories under the *Tôdaiji* Temple, and its process of cultivation by the ancient written plan. In the middle of the 8th century, the land, under the rule of the Imperial Household before, was contributed to the *Tôdaiji* Temple; this neighborhood, as located at the end of the alluvial plain, was under remarkable development and was a hopeful manor. The plan of the *Ina* Manor, handed down to us and written about the 12th century with some mistakes, was the valuable material which told us the contents of the manor and the structure of the *Jôri* 条里 System. From the examination of the ancient plan, it has been made clear that three periods were expressed in this plan; that is, the periods of the Imperial Household's rule, of opening cultivation under the *Tôdaiji*'s possession, and of the *Tôdaiji*'s cultivation of the seaside district; and the very cultivating method, like *Wajû* 輪中 by circular banking, was adopted, showing a concentric circle at the core of the former Imperial Household's territory. The cultivation of the seaside districts, different from forest and field where land already existed, should be performed from creating land itself to be cultivated at first; but in this area was a distinguished formation of seaside sandbank from ancient times under the influence of topographical and meteorological conditions, which was of great use for the land creation, though on this relation to eustasy, to our regret, we have not yet decisive evidence.